



平成 20 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社だいこう証券ビジネス
代表者名 代表取締役社長 山 本 晃
(コード番号：8692 東証・大証 第1部)
問合せ先 取締役常務執行役員企画開発部長 風 神 浩 三
(電 話 番 号：03-3666-9169)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（募集新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 27 日開催の取締役会において、当社の株価・業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、会社法第 236 条第 1 項、第 238 条第 1 項および第 2 項ならびに第 240 条第 1 項の規定に基づき、当社取締役に対しストック・オプションとして発行する募集新株予約権の募集事項を、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集新株予約権の名称

株式会社だいこう証券ビジネス 第 7 回新株予約権（ストック・オプション B プラン）

2. 募集新株予約権の総数

184 個

上記総数は、割当予定総数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、その割り当てる数をもって募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、募集新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で付与株式数を調整する。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成20年8月1日から平成50年7月31日まで

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 募集新株予約権の譲渡制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

8. 端数の処理

募集新株予約権を交付した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、その端数は切り捨てるものとする。

9. 募集新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないこととする。

10. 募集新株予約権の割当日

平成20年8月1日

11. 募集新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役（非常勤取締役を除く）

12. 募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から起算して10日間に限り、募集新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記(3)に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、募集新株予約権を行使することができる。
- (3) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

以 上